

議会運営委員会の概要

1 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定に係る発議（案）について

・議事調査課長から、別紙「山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」等により説明があり、議会運営委員会の発議として本日の本会議に提出することが了承された。

2 3特別委員会発議の意見書（案）について

・政策調査室長から、本日3特別委員会から発議される意見書案は別紙の3件である旨説明があり、本日の本会議に提出することが了承された。

3 議会運営委員会発議の決議（案）について

・田澤委員長から、大阪府議会議長からの要請を受け検討した結果、別紙決議案を本委員会の総意として本日の本会議に提出したい旨説明があり、了承された。

4 3特別委員会の調査審査終了について

・政策調査室長から、13日の3特別委員会において審査調査終了が決定された旨報告があり、これを受けて本日の本会議で3特別委員長報告の後、3特別委員会の廃止を諮ることが決定された。

5 討論の通告について

・議事調査課長から、関 徹 議員から別紙「発言通告書」のとおり通告があった旨の説明があり、協議の結果、討論時間は3分以内と決定された。

【発言概要、質疑等】

(阿部(昇)委員) 通告内容について確認したい。議会は言論の府であり自由に発言してよいが、通告書に「カジノを中心とする統合型リゾート」という文言がある。決議案には入っていないが、大阪の構想をどこまで承知したうえでしなければならないのか。構想に入っているのか確認したい。

⇒（政策調査室長）大阪に確認したところ、カジノはIRとは関係がないとの説明をいただいている。

（田澤委員長） 討論の趣旨に入っており、的外れかもしれないが止められない。

6 議事日程第8号について

- ・議事調査課長から、別紙「会議順序表」により本日の議事日程等の説明があり、了承された。

7 山形県議会先例集の一部改正について

- ・議事調査課長から、別紙「山形県議会先例集の一部改正（案）新旧対照表」により説明があり、了承された。

8 山形県議会危機管理委員会要綱の制定について

- ・事務局次長から、別紙「山形県議会危機管理委員会要綱（案）」により説明があり、了承された。

9 山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領の一部改正について

- ・田澤委員長から、別紙「山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領の一部改正について」等により説明があり、改正することが決定された。

※委員外議員として出席していた渡辺議員から発言を求められたが、委員会に諮り、認めないことに決定された。

10 平成29年度議会政策提言について

- ・志田議長から、第2回政策提言会議において別紙「政策提言」のとおり取りまとめた旨報告されるとともに、本日の本会議終了後、議場において知事に手交する旨の発言があった。

11 その他

（1）今後専決処分を必要とする事項について

- ・総務部長から、別紙「今後専決処分を必要とする事項」により説明があり了承された。

12 次回議運開催日時

3月16日（金） 午前10時

13 本日の開議時刻

議会運営委員会終了後、直ちに開議することが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

平成 30 年 3 月 15 日（木）

午 前 10 時

- 1 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定に係る発議（案）について
- 2 3 特別委員会発議の意見書（案）について
- 3 議会運営委員会発議の決議（案）について
- 4 3 特別委員会の審査調査の終了について
- 5 討論の通告について
- 6 議事日程第 8 号について
- 7 山形県議会先例集の一部改正について
- 8 山形県議会危機管理委員会要綱の制定について
- 9 山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領の一部改正について
- 10 平成 29 年度議会政策提言について
- 11 その他
- 12 次回議運開催日時
3 月 16 日（金）午前 10 時
- 13 本日の開議時刻

発議第 号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（案）

山形県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県議会会議規則の一部を改正する規則
山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

山形県議会 広報・広聴委 員会	議会広報・広聴のあり方 についての協議	議長が指名 する議員	広報・広聴委員 長	を
-----------------------	------------------------	---------------	--------------	---

山形県議会 広報・広聴委 員会	議会広報・広聴のあり方 についての協議	議長が指名 する議員	広報・広聴委員 長	に改める。
山形県議会 危機管理委 員会	災害発生時等における 県議会の危機管理対応 についての協議	山形県議会 会派協議会 の構成員 （議長及び 副議長を除 く。）、各常 任委員会の 委員長及び 議長が指名 する議員	危機管理委員 長	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成 年 月 日

山形県議会議長 志 田 英 紀 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 田 澤 伸 一

（提案理由）

議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場である山形県議会危機管理委員会を新設するため提案するものである。

山形県議会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第123条関係）				別表（第123条関係）			
名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者	名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－
山形県議会 広報・広聴委 員会	議会広報・広聴のあり方 についての協議	議長が指名 する議員	広報・広聴委員 長	山形県議会 広報・広聴委 員会	議会広報・広聴のあり方 についての協議	議長が指名 する議員	広報・広聴委員 長
				山形県議会 危機管理委 員会	災害発生時等における県 議会の危機管理対応につ いての協議	山形県議会 会派協議会 の構成員(議 長及び副議 長を除く。)、 各常任委員 会の委員長 及び議長が 指名する議 員	危機管理委員 長

意見書(案)

保育士の処遇改善を求める意見書

国においては、「子育て安心プラン」の中で平成34年度末までに整備することとしていた32万人分の保育の受け皿について、平成29年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」により、平成32年度末までに前倒しすることとしている。

本県においては、保育所等の利用児童数が増加しており、特に保育士をより多く配置する必要がある3歳未満児の利用割合が増加傾向にあるなど、保育需要がますます高まっていることから、より一層の保育士の確保が喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、保育士の確保に向けて、平成25年度以降賃金面で約10%の処遇改善を行っており、さらに、平成29年度から技能・経験に応じ月額最大4万円の処遇改善を行っている。また、本県においては、保育士養成校の在学生に対する修学資金の貸与や保育士の住居借上げ費用に係る保育事業者負担分の一部補助など、保育士の確保に向けて様々な取組みを行っているところである。

しかしながら、全国における保育士の平均賃金は、全職種の平均賃金と比べて低く、本県においても同様の傾向にある。このことが、他職種への人材流出など、保育士の確保を困難とする一因となっており、保育士の賃金水準の更なる改善が必要である。

よって、国においては、保育所等の保育士の確保のため、保育士の更なる処遇改善に向けた公定価格の基本分単価の引上げ及び処遇改善等加算の拡充について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 あて
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

山形県議会議長 志田英紀

以上、発議する。

平成 年 月 日

提出者 山形県議会子ども・若者支援対策特別委員長
青木彰榮

意見書(案)

災害対策に係る財政支援を求める意見書

近年、平成29年7月九州北部豪雨をはじめとする記録的な集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発しているほか、平成28年熊本地震等の大規模な地震が発生するなど、国民の安全・安心を脅かす事態が生じている。平成25年7月及び26年7月には、本県南部を中心に豪雨に見舞われ、河川の氾濫による家屋の流失や浸水、農地や道路の冠水など、甚大な被害が発生した。

こうした中、国においては、国土強靱化基本計画に基づき、強靱な国づくりを計画的に進めている。本県においても、平成28年3月に「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定し、今後想定される大規模自然災害から県民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、強靱な県土づくりに取り組んでいるところである。

しかしながら、治水対策や公立学校施設の耐震化などの災害対策の推進に必要な財源の確保が課題となっている。また、災害から国民の生命を守るために市町村による迅速かつ適切な避難勧告等の発令が求められる中、災害救助法の適用に至らない場合に生じる費用負担が、その発令を躊躇する一因になっている。そのため、これら災害対策に対する国の安定的かつ継続的な財政支援が不可欠である。

よって、国においては、激甚化・頻発化する災害から国民の生命及び財産を守るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体管理の中小河川の治水対策の推進に対する財政支援を拡充すること。また、水害の際の迅速かつ効率的・効果的な防災行動に有効な水害対応タイムラインの策定など、「大規模氾濫減災協議会」において位置付けられた取組みに対し、重点的に財政支援を行うこと。
- 2 市町村が躊躇することなく、迅速かつ適切に避難勧告等を発令できるよう、発令に伴い市町村が負担する費用について、災害救助法の適用に至らない場合においても財政支援措置を講じること。
- 3 児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も担う公立学校施設について、耐震化の早期完了に向け、耐震化事業に係る国庫補助について必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 あて
文部科学大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

山形県議会議長 志 田 英 紀

以上、発議する。

平成 年 月 日

提 出 者 山形県議会県土強靱化・危機管理対策特別委員長
柴 田 正 人

意見書(案)

中小企業の持続的な成長・発展に向けた支援の充実を求める意見書

我が国の景気は緩やかに回復しているが、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善につなげ、全国に経済の好循環を波及させるためには、地域経済と雇用を支える中小企業の活性化が必要不可欠である。

しかしながら、少子高齢化を伴う人口減少が進展する中、中小企業数は年々減少しており、また、資金力や人材などの面において大企業と中小企業では経営資源に依然として大きな差がある。

こうした中、国は新しい経済政策パッケージの柱の一つに「生産性革命」を掲げ、生産性向上のための施策を推進することとしているが、施策の展開に当たっては、中小企業のニーズを十分に踏まえ、新たな設備投資や販路開拓など競争力を高めるための力強い支援に取り組む必要がある。また、中小企業が直面する人手不足への対応や必要とする人材の確保等について、一層の支援を図る必要がある。

よって、国においては、地方創生を更に加速させ、中小企業が将来にわたって持続的に成長・発展していけるようにするため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 生産性向上や人手不足に対応するため、IoTやロボットなどの最新技術の導入とこれらの技術を活用できる人材の育成に対する支援の充実を図ること。
- 2 新規雇用の促進や離職防止につながる労働環境の改善に向けた取組みへの支援の充実を図ること。
- 3 中小企業の稼ぐ力を向上させ、国内外における競争力の強化を図るため自社製品やサービスの販路開拓を支援する補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
産業競争力担当大臣

山形県議会議長 志田英紀

以上、発議する。

平成 年 月 日

提出者 山形県議会産業振興・雇用対策特別委員長
木村忠三

決 議 (案)

2025年国際博覧会の誘致に関する決議

国際博覧会は、人類が抱える地球的規模の課題に対し、世界中から英知を一堂に集め、解決方策を提言する場であり、新しい時代を生きる知恵を広く発信することにより、世界と日本の平和的発展に大きく寄与することが期待されている。

現在、我が国は、2025年国際博覧会の開催国に立候補し、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、関西地域の大阪を会場に開催することを目指している。

本県と関西圏は、江戸幕府の命を受けて河村瑞賢が開拓した西廻り航路により酒田港と堺港が直結し、北前船交易によって多くの物資と文化が運ばれ、経済的・文化的に互いに繁栄してきた。大阪を会場とした国際博覧会の開催が実現すれば、山形空港の大阪便や庄内空港の羽田便を利用する等により、関西圏のみならず本県への外国人観光客の増加も期待できるなど、開催実現の喜びを共に分かち合えるものと確信する。

よって、本県議会は、大阪・関西における2025年国際博覧会の開催を心から希望し、2025日本万国博覧会誘致委員会の誘致実現に向けた活動を全面的に支援、協力するものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

山 形 県 議 会

以上、発議する。

平成 年 月 日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 田 澤 伸 一

平成30年3月15日

山形県議会議長 殿

山形県議会議員 関 徹



発 言 通 告 書

今回の県議会において次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑	一般質問	討論 <small>(賛成・反対)</small>	一身上の弁明
< 発言の趣旨 >				
発議第5号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議				
2025年の国際博覧会誘致をめざす、大阪万博構想が、万博と統合型リゾートの設置をセットにしたものであり、カジノを中心とする統合型リゾートに重大な問題があることから、反対する。				

会 議 順 序 表

[議事日程第8号]

平成30年3月15日(木)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法												
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第8号、その他)													
2	< 開 議 > ○ 議案上程 (議第96号及び議第97号の2件) ○ 常任委員長報告 厚生環境常任委員長 農林水産常任委員長 建設常任委員長 総務常任委員長 ○ 採決	簡 易												
3	○ 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての 発議案上程・採決 (発議第1号の1件)	簡 易												
4	○ 子ども・若者支援対策特別委員会の調査終了報告について ○ 県土強靱化・危機管理対策特別委員会の調査終了報告について ○ 産業振興・雇用対策特別委員会の調査終了報告について													
5	○ 意見書案上程・採決 (発議第2号から発議第4号までの3件)	簡 易												
6	○ 決議案上程 (発議第5号の1件) ○ 討論 1 番 関 徹 議員 ○ 採決	起 立												
7	○ 子ども・若者支援対策特別委員会の廃止について、県土強靱化・ 危機管理対策特別委員会の廃止について及び産業振興・雇用対策 特別委員会の廃止について上程・採決 < 散 会 >	簡 易												
8	○ 本会議終了後の日程 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">時 間</th> <th style="width: 33%;">委 員 会 等</th> <th style="width: 33%;">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 議 終 了 後</td> <td>知事への政策提言</td> <td>議 場</td> </tr> <tr> <td>知事への政策提言終了後</td> <td>予算特別委員会</td> <td>予算特別委員会室</td> </tr> <tr> <td>予算特別委員会終了後</td> <td>各 常 任 委 員 会</td> <td>各 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 間	委 員 会 等	場 所	本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場	知事への政策提言終了後	予算特別委員会	予算特別委員会室	予算特別委員会終了後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室	
時 間	委 員 会 等	場 所												
本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場												
知事への政策提言終了後	予算特別委員会	予算特別委員会室												
予算特別委員会終了後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室												

議 事 日 程 (第 8 号)

平成30年3月15日(木) 午前10時開議

- 第 1 議第96号 平成29年度山形県一般会計補正予算(第6号)
- 第 2 議第97号 平成29年度山形県流域下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第 3 発議第1号 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 4 子ども・若者支援対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 5 県土強靱化・危機管理対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 6 産業振興・雇用対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 7 発議第2号 保育士の処遇改善を求める意見書
- 第 8 発議第3号 災害対策に係る財政支援を求める意見書
- 第 9 発議第4号 中小企業の持続的な成長・発展に向けた支援の充実を求める意見書
- 第 10 発議第5号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議
- 第 11 子ども・若者支援対策特別委員会の廃止について
- 第 12 県土強靱化・危機管理対策特別委員会の廃止について
- 第 13 産業振興・雇用対策特別委員会の廃止について

山形県議会先例集の一部改正（案）新旧対照表

（平成30. 3. 15議運）

現 行	改 正 案																																																																																																																		
<p>別表二 予算特別委員会及び決算特別委員会 （<u>平二十九・三・十六議運</u>）</p> <p>1 及び 2 ー略ー</p> <p>3 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑者数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>会 派 別</th> <th>自由民主党</th> <th>県政クラブ</th> <th>日本共産党 山形県議団</th> <th>公明党</th> <th>無所属</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月定例会</td> <td>5</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>9月定例会</td> <td>5</td> <td><u>1</u></td> <td>1</td> <td></td> <td><u>1</u></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>12月定例会</td> <td>5</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2月定例会</td> <td>5</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20</td> <td><u>7</u></td> <td>1</td> <td>1</td> <td><u>3</u></td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>定例会</th> <th>質疑者数</th> <th>質 疑 順 序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、<u>無所属</u>、自由民主党</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、公明党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、<u>県政クラブ</u>、自由民主党、<u>無所属</u>、自由民主党</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 ー略ー</p>	会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	無所属	計	6月定例会	5	2			1	8	9月定例会	5	<u>1</u>	1		<u>1</u>	8	12月定例会	5	2		1		8	2月定例会	5	2			1	8	計	20	<u>7</u>	1	1	<u>3</u>	32	定例会	質疑者数	質 疑 順 序	6月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党	9月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、 <u>無所属</u> 、自由民主党	12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、公明党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党	2月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>県政クラブ</u> 、自由民主党、 <u>無所属</u> 、自由民主党	<p>別表二 予算特別委員会及び決算特別委員会 （<u>平三十・三・ 議運</u>）</p> <p>1 及び 2 ー略ー</p> <p>3 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑者数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>会 派 別</th> <th>自由民主党</th> <th>県政クラブ</th> <th>日本共産党 山形県議団</th> <th>公明党</th> <th>無所属</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月定例会</td> <td>5</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>9月定例会</td> <td>5</td> <td><u>2</u></td> <td>1</td> <td></td> <td><u> </u></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>12月定例会</td> <td>5</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2月定例会</td> <td>5</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20</td> <td><u>8</u></td> <td>1</td> <td>1</td> <td><u>2</u></td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>定例会</th> <th>質疑者数</th> <th>質 疑 順 序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、<u>県政クラブ</u>、自由民主党</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、公明党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>8</td> <td>自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、<u>無所属</u>、自由民主党、<u>県政クラブ</u>、自由民主党</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 ー略ー</p>	会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	無所属	計	6月定例会	5	2			1	8	9月定例会	5	<u>2</u>	1		<u> </u>	8	12月定例会	5	2		1		8	2月定例会	5	2			1	8	計	20	<u>8</u>	1	1	<u>2</u>	32	定例会	質疑者数	質 疑 順 序	6月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党	9月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、 <u>県政クラブ</u> 、自由民主党	12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、公明党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党	2月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>無所属</u> 、自由民主党、 <u>県政クラブ</u> 、自由民主党
会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	無所属	計																																																																																																													
6月定例会	5	2			1	8																																																																																																													
9月定例会	5	<u>1</u>	1		<u>1</u>	8																																																																																																													
12月定例会	5	2		1		8																																																																																																													
2月定例会	5	2			1	8																																																																																																													
計	20	<u>7</u>	1	1	<u>3</u>	32																																																																																																													
定例会	質疑者数	質 疑 順 序																																																																																																																	
6月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党																																																																																																																	
9月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、 <u>無所属</u> 、自由民主党																																																																																																																	
12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、公明党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党																																																																																																																	
2月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>県政クラブ</u> 、自由民主党、 <u>無所属</u> 、自由民主党																																																																																																																	
会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	無所属	計																																																																																																													
6月定例会	5	2			1	8																																																																																																													
9月定例会	5	<u>2</u>	1		<u> </u>	8																																																																																																													
12月定例会	5	2		1		8																																																																																																													
2月定例会	5	2			1	8																																																																																																													
計	20	<u>8</u>	1	1	<u>2</u>	32																																																																																																													
定例会	質疑者数	質 疑 順 序																																																																																																																	
6月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、無所属、自由民主党、県政クラブ、自由民主党																																																																																																																	
9月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、 <u>県政クラブ</u> 、自由民主党																																																																																																																	
12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、公明党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党																																																																																																																	
2月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>無所属</u> 、自由民主党、 <u>県政クラブ</u> 、自由民主党																																																																																																																	

山形県議会危機管理委員会要綱（案）

（目 的）

第1条 山形県議会危機管理委員会（以下「危機管理委員会」という。）は、災害発生時等における県議会の危機管理対応について協議を行う。

（構 成）

第2条 危機管理委員会は、山形県議会会派協議会の構成員（議長及び副議長を除く。）、各常任委員会の委員長及び議長が指名する議員の15名以内の委員をもって組織する。

（会 議）

第3条 危機管理委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ議会運営委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
2 危機管理委員会は、委員長が招集する。

（協議事項）

第4条 危機管理委員会は、次の事項について協議する。
(1) 災害発生時等における当面の県議会としての対応に関すること。
(2) 議会对応に関する常任委員会等との調整に関すること。
(3) 山形県議会危機管理マニュアルの充実・見直しに関すること。
(4) 県議会における避難訓練の企画等に関すること。
(5) その他県議会の危機管理に関すること。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、危機管理委員会の運営に関し必要な事項は、危機管理委員会において協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領の一部改正について

1 概 要

平成 22 年度以降、東日本大震災を契機として経費節減の観点から休止していた「海外行政視察」については、他県議会の状況や更なる議会活動の充実を図る必要から、事業目的や手続き等を明確にしたうえで、「海外政策課題調査事業」として平成 31 年度から再開する。

2 改正のポイント

(1) 第 2 条関係

- ・ 議会が必要と認める課題について、海外における行政施策等の調査・研究を行い、その結果を議会審議等に反映させるために調査団を派遣する。(第 2 条第 1 項第 2 号のロ)
- ・ 派遣に要する費用は 80 万円以内とする。(第 2 条第 3 項)

(2) 第 3 条関係

- ・ 海外政策課題調査派遣申請書及び海外政策課題調査計画書を議長へ提出するとともに、議会運営委員会でその適否を協議・審査を行ったうえで、本会議において派遣を決定する
- ・ 議会運営委員会の協議に際し、必要に応じ、学識経験者など第三者の意見を求めることができる。

(3) 第 4 条関係

- ・ 調査結果は、議会運営委員会に報告するとともに、3 特別委員会等と連携した報告会を開催するなど、全ての議員に調査結果を伝達し、政策提言など議会活動の充実に努める。
- ・ 調査結果は、図書室に備え付け閲覧に供するとともに、議会ホームページにおいて公表する。

山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領の一部改正（案）新旧対照表

（平成 30. 3. 15 議運）

現 行	改 正 案
<p>（派遣）</p> <p>第2条 法第100条第13項及び規則第124条第1項の規定による議員の派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 海外の派遣で、予算の範囲内で次のいずれかに該当する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 県と姉妹関係その他友好的な関係にある、又は将来そのような関係になることが期待される外国の公共的団体等との国際交流・親善を目的として行う代表団として派遣する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 県が直面する、又は将来予想される行政の具体的課題の<u>解決を目的とした調査・研究のために派遣する場合</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ハ <u>海外における政治、経済、社会情勢、行政施策等について正確な知識を身に付けることにより、議員の資質向上を図り、もって議会活動能力の向上に資することとなる研修・視察のために派遣する場合</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号ロ及びハに規定する派遣は、一議員につき、原則として任期中1回を超えてはならず、かつ、派遣に要する費用の額は、任期中<u>百万円</u>を超えてはならない。</p> <p>（派遣手続）</p> <p>第3条 派遣を受けようとする議員又はその代表者は、その目的、場所、期間、議員名又は議員数、その他必要な事項を記載した派遣実施計画書（別記様式第1号）を議長に提出するものとする。</p>	<p>（派遣）</p> <p>第2条 法第100条第13項及び規則第124条第1項の規定による議員の派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 海外の派遣で、予算の範囲内で次のいずれかに該当する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 県と姉妹関係その他友好的な関係にある、又は将来そのような関係になることが期待される外国の公共的団体等との国際交流・親善を目的として行う代表団として派遣する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 県が直面する、又は将来予想される行政の具体的課題のうち、<u>議会が必要と認める課題について、海外における行政施策等の調査・研究を行い、その結果を議会審議等に反映させるために調査団を派遣する場合</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ハ <u>削除</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号ロに規定する派遣は、一議員につき、原則として任期中1回を超えてはならず、かつ、派遣に要する費用の額は、任期中 <u>80万円</u>を超えてはならない。</p> <p>（派遣手続）</p> <p>第3条 <u>前条第1項第1号及び第2号イに係る派遣を受けようとする議員又はその代表者は、その目的、場所、期間、議員名又は議員数、その他必要な事項を記載した派遣実施計画書（別記様式第1号）を議長に提出するものとする。</u>また、<u>前条第1項第2号ロに係る派遣を受けようとする代表者は、期間、所要額、調査先、調査団員名、その他必要事項を記載した海外政策課題調査派遣申請書（別記様式第1号の2）及び調査のテーマ、必要性、目的、内容、その他</u></p>

<p>2 議長は、前項の派遣実施計画書の提出を受けたときは、議員の派遣について本会議に諮るものとする。</p> <p>3 緊急その他やむを得ない事情により、本会議に諮ることができない場合及び本会議で議決した事項を変更する必要がある場合（議員数を議決した場合において、議決後に派遣議員を決定する場合を含む。）は、前項の規定に係わらず、議長が議員の派遣について決定するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（派遣結果報告書）</p> <p>第4条 議会から派遣された議員は、原則として派遣終了後 30 日以内に、派遣結果報告書（別記様式第2号）を議長に提出するものとする。ただし、軽易なものは、口頭で行うことができる。</p> <p>2 議長は、前項の派遣結果報告書の提出を受けたときは、その概要を議会報に掲載するものとする。ただし、第2条第1項第2号による海外の派遣その他議長が必要と認めた派遣の場合は、議会運営委員会に資料を配布するものとする。</p> <p>3 議長は、第1項の派遣結果報告書の提出を受けたときは、派遣された議員の代表者に報告を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">以下、略</p>	<p><u>必要事項を記載した海外政策課題調査計画書（別記様式第1号の3）を議長に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>議長は、前項に規定する海外政策課題調査派遣申請書及び海外政策課題調査計画書の提出を受けたときは、その適否を議会運営委員会に諮るものとする。議会運営委員会は、代表者から調査内容等の説明を受け派遣の適否を審査するものとする。また、その場合、必要に応じて第三者からの意見を求めることができる。</u></p> <p>3 議長は、第1項の派遣実施計画書及び海外政策課題調査派遣申請書の提出を受けたときは、議員の派遣について本会議に諮るものとする。</p> <p>4 緊急その他やむを得ない事情により、本会議に諮ることができない場合及び本会議で議決した事項を変更する必要がある場合（議員数を議決した場合において、議決後に派遣議員を決定する場合を含む。）は、前項の規定に係わらず、議長が議員の派遣について決定するものとする。<u>ただし、前条第1項第2号のイ及びロは除く。</u></p> <p>5 略</p> <p>（派遣結果報告書）</p> <p>第4条 議会から派遣された議員は、原則として派遣終了後 30 日以内に、派遣結果報告書（別記様式第2号）を議長に提出するものとする。ただし、軽易なものは、口頭で行うことができる。</p> <p>2 議長は、前項の派遣結果報告書の提出を受けたときは、その概要を議会報に掲載するものとする。ただし、第2条第1項第2号ロによる海外の派遣その他議長が必要と認めた派遣の場合は、議会運営委員会に資料を配布するとともに、代表者は、報告会などにおいて調査結果の説明を行うものとする。<u>また、提出された報告書は図書室に備え付け閲覧に供するとともに、山形県議会ホームページで公開するものとする。</u></p> <p>3 議長は、第1項の派遣結果報告書の提出を受けたときは、派遣された議員の代表者に報告を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">以下、略</p>
---	---

(別記様式第1号の2)

平成 年 月 日

山形県議会議長 様

調査団代表 _____ 印

海外政策課題調査派遣申請書

海外政策課題調査を下記のとおり計画しましたので、山形県議会海外政策課題調査派遣について申請します。

記

調査期間	平成 年 月 日 から 月 日 (日間)
所要額	円 (調査団員一人当たり 円)
調査先国	
調査内容等	別添「海外政策課題調査計画書」のとおり
調査団員	計 名
参加議員氏名 (会派名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ()
会派了承証明	<p>本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。</p> <p>・ 会派名 代表者名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">印</p>
※ 議決日	平成 年 月 日
※ 報告日	平成 年 月 日

注1 提出の際は複数の業者から徴収した見積書を事務局に提出してください。
派遣に係る経費は、航空賃、宿泊料、現地交通費及び現地通訳費等合わせて、調査団員一人当たり80万円以内です。

2 調査団員が5名を超える場合は、その理由を付してください。(様式自由)

※の欄は記入しないこと。

(別記様式第1号の3)

海外政策課題調査計画書

調査団代表 _____

1 調査テーマ	
2 調査の必要性	
3 調査目的	
4 調査内容	
5 調査先国等	(1) 訪問国 (2) 調査先(調査箇所) (3) 調査先を選定した理由
6 調査行程	平成 年 月 日()から 月 日() (泊 日。調査行程表は別紙のとおり)

政 策 提 言

平成30年 3月15日

山 形 県 議 会

目 次

提言にあたって	1
提言 1 将来を担う子ども・若者を育成するための支援対策の充実 (子ども・若者支援対策)	
(1) 安心して子どもを育てられる環境づくりの推進	2
(2) 将来を担う子ども・青少年の育成	4
(3) 若者が活躍できる環境づくりの推進	7
提言 2 安全で活力ある社会を実現するための県土強靱化・危機管理対策の推進 (県土強靱化・危機管理対策)	
(1) 災害から県民を守るための県土強靱化・危機管理対策の充実・強化	10
(2) 強靱な県土の骨格を形成する高速交通網の整備	15
(3) 県民の安全・安心な暮らしを確保する施策の更なる推進	17
提言 3 力強い経済発展を推進するための産業振興・雇用対策の強化 (産業振興・雇用対策)	
(1) 中小企業の経営の安定・強化に向けた支援及び本県産業における 労働力の確保	20
(2) 農林水産業における新たな事業展開の促進	23
(3) 交流人口拡大に向けた観光振興の推進	26
(参考) 国への提案(意見書の概要)	29

※ ()は、所管した特別委員会

提言にあたって

本県議会では、二元代表制の一翼を担う議会として、県民の多様な意思を踏まえ、県勢発展に資するため、議会政策提言を実施している。

今年度は、喫緊の県政課題に着目し、「将来を担う子ども・若者を育成するための支援対策の充実」、「安全で活力ある社会を実現するための県土強靱化・危機管理対策の推進」、「力強い経済発展を推進するための産業振興・雇用対策の強化」の3つの政策提言を取りまとめたところである。

取りまとめにあたっては、「子ども・若者支援対策」、「県土強靱化・危機管理対策」、「産業振興・雇用対策」の3つの特別委員会において、外部の専門的知見を活用した研修会の開催や、先進事例の調査、委員間討議を積極的に行いながら、年間を通じて、幅広い角度から審査・調査を行ってきたところである。

知事はじめ執行部におかれては、本提言が議会の総意として取りまとめられたものであることを真摯に受け止め、今後の具体的な施策を推進されるよう強く望むものである。

平成30年3月15日

山形県議会議長 志田 英紀

提言1 将来を担う子ども・若者を育成するための支援対策の充実

(子ども・若者支援対策特別委員会)

(1) 安心して子どもを育てられる環境づくりの推進

<提言>

- ① 子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、義務教育に係る学校教育費及び学校給食費（以下「学校教育費等」という。）の状況を把握し、学校教育費等の負担軽減について検討すること。
- ② 発達障がいを早期に発見し、適切な発達支援につなげるため、市町村と連携して初診までの待機日数の短縮に向けた取組みを推進すること。

<現状>

- 平成28年度の全国の公立小・中学校の年間の学校教育費等の状況は次のとおりである。

区 分	公立小学校	公立中学校
学校教育費	60,043円	133,640円
学校給食費	44,441円	43,730円
合 計	104,484円	177,370円

(注) 学校教育費は、学校教育のために各家庭が支出した全経費で、学校が一律に徴収する修学旅行費・児童会費等の経費、必要に応じて各家庭が支出する学用品等の経費の合計額である。

出典：文部科学省「平成28年度子供の学習費調査」

- 学校給食費に対する助成を実施している市町村は、県内で12ある。助成の内容は学校給食費の全額、半額または一部を助成するなど市町村によって異なり、また、助成の対象も市町村によって異なる。

学校給食費の助成の実施状況（平成29年度）

対 象	全額助成	半額助成	一部助成	その他
全ての小学生 中学生	鮭川村	寒河江市(小学生)	寒河江市(中学生)、 西川町、金山町、 大蔵村、長井市、 白鷹町	
一部の学 年	大江町(小学6年生、 中学3年生)			
第3子 以 降	天童市、 寒河江市(小学生)、 村山市、尾花沢市			南陽市（所得に応じて全額、半額又は1/4助成）

出典：県教育庁（平成29年4月調査）

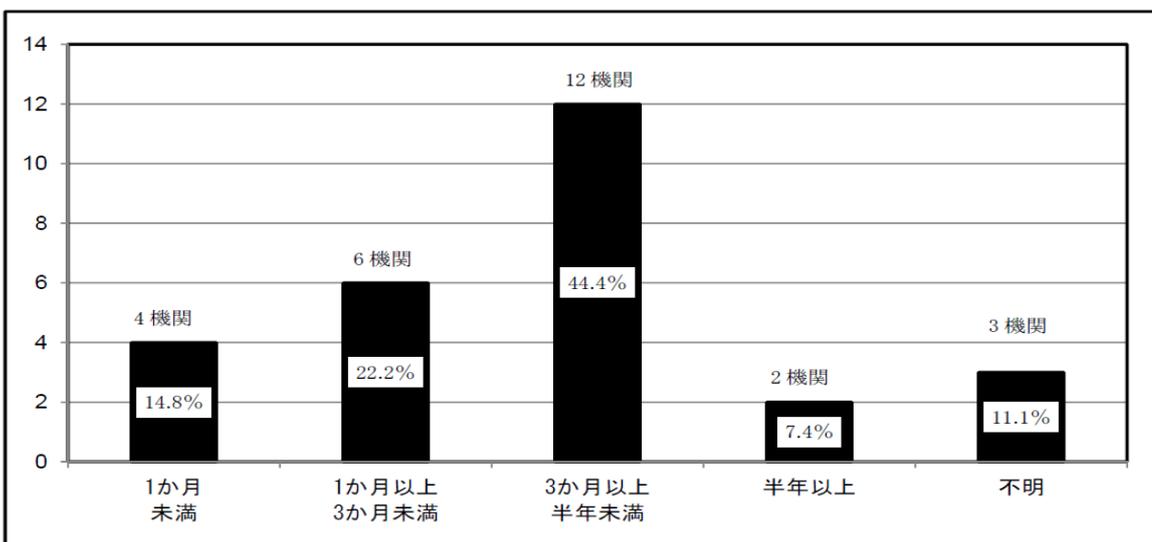
- 発達障がいのある児童生徒は増加傾向にある中、発達障がいの初診までの待機日数が長期に及んでいる。

本県の小・中学校における発達障がいのある児童生徒数

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
自閉症	1(-)	3(-)	1(0)	7(0)	22(0)
学習障がい (LD)	59(-)	67(-)	54(0)	66(3)	96(3)
注意欠陥多動性障がい (ADHD)	21(-)	25(-)	47(2)	59(3)	45(5)

(注) ・数値は、小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒数のうち発達障がいのある児童生徒数である。
 ・括弧書きの数値は、中学校における発達障がいのある児童生徒数（内数）である。なお、中学校の通級による指導は平成26年度から開始している。
 出典：文部科学省「通級による指導実施状況調査」（平成24～28年度）

全国の専門的医療機関における発達障がいに係る初診待機日数



(注) 全国の発達障がいに係る専門的医療機関から27機関を抽出し調査した結果である。（実施時期：平成27年8月～29年1月）
 出典：総務省行政評価局「平成29年1月 発達障害者支援に関する行政評価・監視結果報告」

<課題>

- 学校給食費に対する助成は、一部市町村で実施しているが、更に子育て世帯における経済的な負担軽減を図るため、学校教育費等の状況を把握し、その軽減について検討する必要がある。
- 発達障がい者に対する適切な支援が早期になされない場合、更なる適応困難、不登校、引きこもり、反社会的行動など二次障がいが生じることがあるとされている。二次障がいを未然に防止するため、発達障がいを早期に発見し、適切な支援につなげていくことが重要である。

(2) 将来を担う子ども・青少年の育成

<提言>

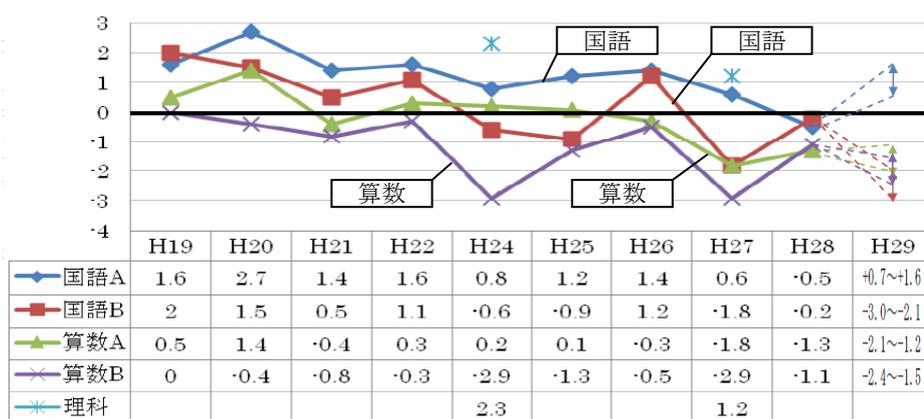
- ① 空き教室の活用も含めた特別支援学校と小・中学校の併設など、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことができるよう環境の整備を図り、インクルーシブ教育システム※の考え方を踏まえた教育をより一層推進すること。
- ② 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、小・中学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善を行い、学力を向上させる取組みを強化するとともに、学校と家庭、地域が連携し支え合う教育を展開すること。
- ③ 県立高等学校の教育の質的な向上を図るために、ICT環境の整備や実験実習施設・設備の整備など、教育を進めるうえで必要な施設・設備の計画的な整備を図ること。
- ④ 若者の自殺対策を強化するため、ICTの活用や相談窓口における年代の近い相談員の確保により、若者が相談しやすい環境の整備を促進すること。

※ インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組み。共に学ぶことを進めることにより、生命尊重、思いやりや協力の態度などを育む道徳教育の充実が図られるとともに、同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。

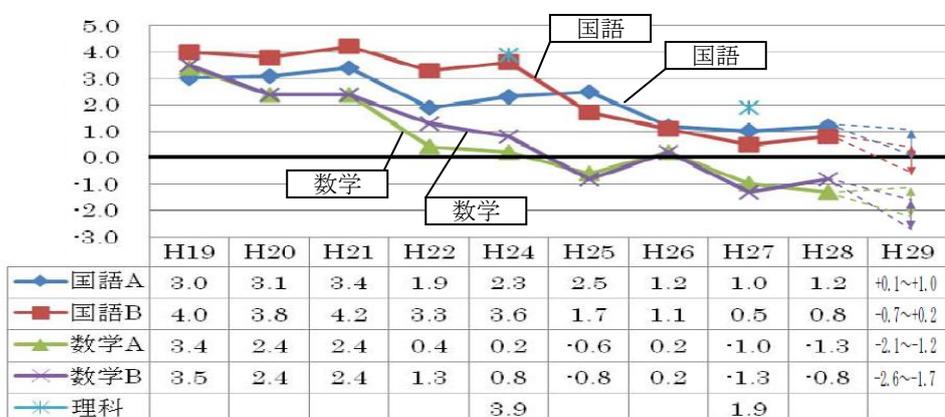
<現状>

- 小学校等に併設されている特別支援学校の分校は、村山特別支援学校山形校（山形市立第五小学校）、村山特別支援学校天童校（天童市立津山小学校）、楯岡特別支援学校寒河江校（寒河江市立高松小学校）、米沢養護学校長井校（長井市立豊田小学校）、米沢養護学校西置賜校（長井工業高等学校）の5校である。
- 平成29年度全国学力・学習状況調査の結果における学力については、小学校、中学校ともに全国平均との差はこれまでにないほど拡大した。学校・家庭での生活については、「地域とのつながり」、「自尊感情」、「思いやり」、「挑戦する気持ち」などの項目で全国平均よりも高い状況であった。

各教科の平均正答率の本県と全国との差（小学6年生）



各教科の平均正答率の本県と全国との差（中学3年生）



子どもたちの自尊感情、思いやり等の実態

【小学校】

項目	山形県	H28	全国	H28
1 自尊感情	80.1	78.1	77.9	76.3
2 思いやり	86.4	85.8	85.3	84.6
3 将来の夢・目標	87.2	85.8	85.9	85.3
4 地域とのつながり	82.7	84.9	62.6	67.9
5 挑戦する気持ち	79.7	78.4	77.4	76.1
6 規範意識	94.4	93.3	92.6	91.5

【中学校】

項目	山形県	H28	全国	H28
1 自尊感情	74.9	73.8	70.7	69.3
2 思いやり	87.2	86.2	84.4	83.8
3 将来の夢・目標	72.7	72.8	70.5	71.1
4 地域とのつながり	57.9	59.5	42.1	45.2
5 挑戦する気持ち	74.6	72.8	71.0	69.6
6 規範意識	95.0	95.1	95.2	94.7

（注）当てはまる・やや当てはまる児童の割合（％）

出典：県教育庁「平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について」

- 県立高等学校においては、経済社会のグローバル化に対応し国際社会の中で活躍する人材の育成、ICTが進歩する中での情報モラルも含めた情報教育の充実、地域社会や地域産業の発展・振興を担う人材の育成、勤労観・職業観を身に付けるためのキャリア教育の充実が求められている。

- 本県における平成28年の自殺者数は220人で、18年の381人をピークに減少傾向にあるが、28年の人口10万人当たりの自殺者数は19.9人で全国7位であり、全国と比べ高い状況である。主な死因別の構成割合から見ると、自殺は20・30歳代で1位、10歳代で2位、40・50歳代で3位となっている。また、山形いのちの電話における28年の相談件数は6,252件で、このうち10歳代が349件、20歳代が600件、30歳代が1,017件である。

年代別相談件数と自殺志向件数（平成28年）

項目	9歳以下	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	不明	合計
相談件数	0	349	600	1,017	1,032	1,047	470	71	1,666	6,252
自殺志向件数	0	18	53	120	106	94	31	11	92	525
自殺志向(%)	0.0	5.2	8.8	11.8	10.3	9.0	6.6	15.5	5.5	8.4

出典：山形いのちの電話「相談内容概況（平成28年）」

<課題>

- 子どもたちやその保護者等が、障がいのある子どもに対する理解を深め、共に学び、共に生きる地域社会の基盤づくりに努めることが重要であり、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、併設校を増やすなど環境を整備していく必要がある。
- 全国学力・学習状況調査は、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として実施されている。当該調査を踏まえ、「地域とのつながり」、「自尊感情」などの山形の子どもの強みを活かしつつ、児童生徒の学力向上の取組みを強化し、確かな学力を身に付けさせていく必要がある。
- 県立高等学校における国際化や情報化を踏まえた生徒の意欲を引き出す教育の推進、地域産業を支える人材の育成、キャリア教育の充実など教育の質の向上を図るためには、これらの教育を進めるうえで必要な施設・設備の計画的な整備が必要である。
- 将来のある若者の死因に占める自殺の割合は高いことから、若者の自殺対策は重要である。若者は自発的には相談しない傾向がある一方で、SNSで自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われていることを踏まえ、若者が相談しやすいよう、ICTの活用を図っていく必要がある。また、相談員の高齢化が進む中、若者が気軽に相談できるよう、年代の近い相談員を確保していく必要がある。

(3) 若者が活躍できる環境づくりの推進

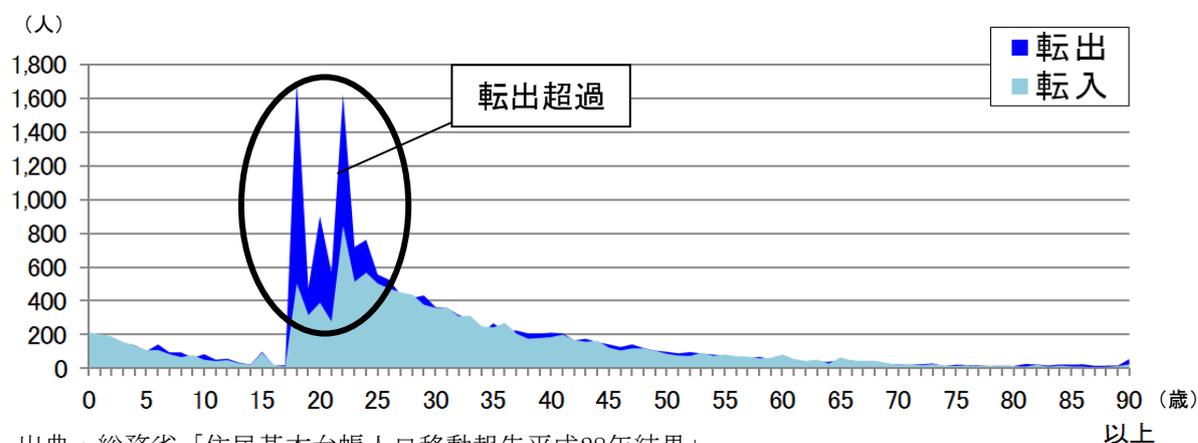
<提言>

- ① 若い世代の県内定着・県内回帰に向けて、県内外の若者に対する県内企業情報の積極的かつ効果的な情報発信や若者が十分に力を発揮して活躍できる働く場の創出などにより県内での就労を促進すること。また、郷土を愛し、地域で活躍する人材を育成するため、地域の特色や資源を活かした学校における教育活動を推進すること。
- ② 貧困の状況にある子どもの将来の多様な職業選択を可能とするため、家庭の経済的理由により教育を受ける機会が失われることのないよう、高等学校への進学支援をはじめ、高等学校の中途退学の防止及び中途退学者の学び直しへの支援、大学等への進学支援を強化するとともに、保護者や子どもに対する支援施策の一層の周知を図り、その利用を促進すること。
- ③ 平成29年度全国高等学校総合体育大会（南東北インターハイ）の結果を踏まえ、国民体育大会や各種全国大会、長期的にはオリンピックや国際大会で活躍する選手を育成するため、次代を担う指導者を計画的に養成・確保するとともに、市町村と更なる連携を図り、選手の競技力向上を支えるスポーツ施設のあり方について検討すること。

<現状>

- 本県における転入・転出者数は昭和50年以降、一貫して転出超過となっている。平成28年の転出超過数は3,639人であり、このうち高等学校や短期大学、大学等を卒業する18歳から24歳までの転出超過数は3,326人となっており、若者の転出超過が顕著である。

年齢別転入者数・転出者数（平成28年）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告平成28年結果」

- 本県の生活保護受給世帯の子どもの状況として、高等学校の中途退学者の率は、全世帯と比べて高い状況にあり、また、大学等への進学者の率は、全世帯と比べて低く、全国と比べても低い状況にある。

高等学校の中途退学者の率

区 分		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H24～H27 年度平均
生活保護 世 帯	山形県	3.5%	5.6%	3.4%	5.6%	4.5%
	全 国	5.3%	4.9%	4.5%	4.5%	4.8%
全 世 帯	山形県	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.3%

出典：生活保護世帯：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（それぞれ翌年度4月1日現在）
全 世 帯：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」（各年度）

大学等への進学者の率

区 分		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H25～H28 年度平均
生活保護 世 帯	山形県	31.7%	17.2%	14.6%	11.6%	18.8%
	全 国	32.9%	31.7%	33.4%	33.1%	32.8%
全 世 帯	山形県	68.4%	68.2%	68.3%	68.3%	69.0%

出典：生活保護世帯：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（各年度4月1日現在）
全 世 帯：文部科学省「学校基本調査」（各年度）を基に大学等進学者、専修学校進学者及び入学者、公共職業能力開発施設等入学者の割合を算出

- 平成29年度全国高等学校総合体育大会における本県の成績は、13の優勝をはじめ入賞数が60となり、歴代2位の記録であった。また、カヌーや冬季競技のスキー、スケートなどでオリンピックをはじめ国際大会で活躍する選手が誕生している。こうした中、これまで本県の競技力を支えてきた指導者の高齢化が進んでおり、また、様々な競技がある中で選手の競技力向上を支えるスポーツ施設の整備は十分とは言えない状況にある。

<課題>

- 若者の県内定着・県内回帰を促進するためには、県内外で暮らす学生等に対して県内企業情報の積極的かつ効果的な発信を行うとともに、若者がやりがいを感じ、その能力や個性を發揮できる働く場を確保していく必要がある。また、郷土に愛着と誇りを持って地域で活躍する人材を育成していく必要がある。
- 貧困の状況にある子どもが、家庭の経済的理由から教育を受ける機会を失うことのないよう、支援を強化していくとともに、支援施策の一層の周知を図っていく必要がある。

- 本県の競技力を支えてきた指導者が高齢化する中、世代交代がスムーズに進んでいない状況にある。加えて、国内における競技水準が年々向上しており、全国を勝ち抜くには、高度な専門的知識を有する優れた指導者が求められてきている。また、様々な競技の選手の競技力向上を図るため、どのようなスポーツ施設をどのように提供していくのかを検討していく必要がある。

提言 2 安全で活力ある社会を実現するための県土強靱化・危機管理対策の推進

(県土強靱化・危機管理対策特別委員会)

(1) 災害から県民を守るための県土強靱化・危機管理対策の充実・強化

<提言>

- ① 災害時に迅速な避難につながるよう、正確な情報を迅速かつ確実に提供する体制を強化すること。また、市町村に対し、避難所開設費用等を補償する保険制度の周知徹底を図るなど、市町村が空振りをおそれずに、早期に避難勧告等を発令できる環境づくりに努めること。
- ② 水害の際の防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、市町村や住民と連携し、県管理主要河川（洪水予報河川及び水位周知河川）の水害対応タイムラインの早期策定を進めること。
- ③ 道の駅において、災害時に支援物資の集積や支援活動の拠点等として利用できるよう機能強化し、防災拠点化を進めること。また、災害に備え、家庭における食料や飲料水等の備蓄を促進するため、広報啓発を強化すること。
- ④ 児童生徒の防災意識を高めるため、県作成の教材を積極的に活用するなど、各学校における防災教育の充実を図ること。また、防災士の更なる養成に向け、高校生等に対し、資格取得についての啓発を行うこと。
- ⑤ 「地域協働一斉除排雪」など、行政と住民が共に除排雪を行う取組みを拡充するとともに、年間を通じた除雪業務の安定的な実施のため、工期を延ばすなど業務委託のあり方について検討すること。また、冬期間における工事用除雪費用の積算基準について、国土交通省や他県の状況も踏まえ、実態に合った基準となるよう、見直しを検討すること。
- ⑥ 消防団員の安全確保のための装備、トランシーバー等の通信機器、救助活動用資機材等について、計画的な改善・充実を働きかけるなど、消防団の活動の充実・強化を図ること。

<現状>

- 県は、大雨発生時などに、県民や水防団等が迅速に避難や水防活動等ができるよう、主要70河川に係る雨量や水位等の情報を提供する「河川・砂防情報システム」を平成15年度から運用し、19年度からは、携帯電話へのメール配信サービスも行っている。さらに、近年の局地的大雨への対応として、情報の配信間隔の短縮化にも取り組んでいるところである。

山形県河川・砂防情報システム



出典：県土整備部ホームページ

- 記録的な集中豪雨や局地的大雨が頻発している近年において、市町村による避難勧告等の発令数は増加しているが、災害救助法が適用されず、避難所開設等に係る費用が市町村の負担となっているケースが多い。そのため、全国市長会及び全国町村会においては、市町村の要望を受け、災害救助法の適用に至らない場合に備え、実際に支出した費用を補償する保険制度を整備しているが、県内で加入している市町村はまだない。

災害救助法未適用割合

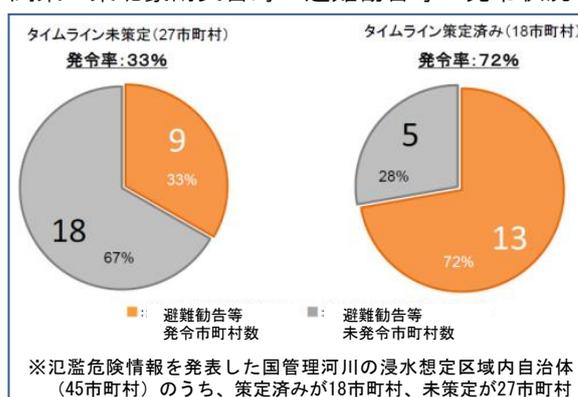
年度	避難勧告等の発令数		災害救助法適用市町村数		災害救助法未適用割合(保険の対象)	
	市区	町村	市区	町村	市区	町村
H22	56	39	12	4	78.6%	89.7%
H23	200	156	30	38	85.0%	75.6%
H24	118	92	30	13	74.6%	85.9%
H25	214	176	29	34	86.4%	80.7%
H26	442	504	6	7	98.6%	98.6%
合計	1,030	967	107	96	89.6%	90.1%

出典：損害保険ジャパン日本興亜株式会社「全国市長会防災・減災費用保険制度」及び「全国町村会災害対策費用保険制度」パンフレット

- 国管理河川（最上川、赤川）については、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨災害を受けての「避難を促す緊急行動」として、タイムライン（防災行動計画）を策定済みである。県管理河川については、28年8月に発生した北海道・東北豪雨における中小河川の被災を受けて、29年4月に国から都道府県あてに県管理河川における水害対応タイムラインの作成の推進について通知がなされ、県は、洪水予報河川のタイムライン策定作業に着手している。

- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害の際に、氾濫危険情報が発表された市町村のうち、タイムライン策定済みの市町村における避難勧告等の発令率は未策定の市町村に比べ、非常に高くなっている。

関東・東北豪雨災害時の避難勧告等の発令状況



出典：国土交通省ホームページ

○ 県内にある道の駅20箇所のうち、各市町村の地域防災計画において、防災拠点として位置付けられているのは、「道の駅白い森おぐに」及び「道の駅尾花沢」の2箇所のみである。

○ 家庭における備蓄について、県は、県民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しているが、「平成28年度県政アンケート調査」結果によると、食料の備蓄や住宅の耐震化など、家庭における防災対策に取り組んでいると答えた県民は34%にとどまっている。

○ 県は、東日本大震災を教訓として、学校や地域における防災教育の充実を図るため、教材及び教師用の手引書を作成している。学校現場においては、防災教育のための特定の教科はなく、保健体育での安全学習や、理科で自然災害発生メカニズムを学ぶなど、様々な教科での学習を通して防災教育が行われている。

県作成の教材



出典：県危機管理・くらし安心局ホームページ

○ 県は、全ての自主防災組織（3,455組織）に少なくとも1人の防災士を置くことを目標に、平成27年度から防災士養成講座を開催しており、29年12月末現在の防災士数は1,293人となっている。

○ 村山市において、平成19及び22～24年度に実施していた「地域協働一斉除排雪」の取組みは、県道の除排雪と同時に商店街や民地の除排雪も行うもので、効率的な除排雪を可能とするとともに、住民の除排雪に対する自助・共助の意識を高める効果があった。

○ 県はこれまで、除雪の業務委託について、11月から3月までの工期で契約しており、山間部等における4月以降の降雪に対しては、通常の維持修繕業務の中で対応していたが、平成29年度に、山間部等の12工区において、試行的に工期を6月まで延ばして契約している。

○ 県の冬期間における工事用除雪費用の積算基準については、除雪機械の種類や除雪回数など、実態と合っていない面が見られる。

○ 平成25年12月に施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、26年2月に「消防団の装備の基準」が改正され、消防庁においては、集中的・計画的な装備の改善を働きかけている。

<課題>

- 県民の迅速な避難行動のために、県が運用する災害等に係る情報提供システムについて、更なる機能強化を図るとともに、多様な媒体との連携等により確実に情報提供する必要がある。
- 市町村による避難勧告等の発令は、できるだけ早期に行われる必要があるが、災害救助法が未適用の場合に、避難所の開設・運営等に要する費用が全て自己負担となってしまうことが、避難勧告等の発令を躊躇する一因になっているという指摘がある。そのため、災害救助法の適用に至らない場合に備えた保険制度の周知などにより、市町村が空振りをおそれずに発令できるような環境づくりが必要である。
- 近年、豪雨災害等が多発する中で、水害対応タイムラインは、住民の迅速な避難行動に有効であるため、その策定が急務となっている。
- 道の駅については、大規模災害時に防災拠点として重要な役割を果たした事例もあるが、東北管区行政評価局が平成28年度に実施した「道の駅の防災機能の向上に関する調査」の結果では、宮城、青森、山形にある道の駅について、東日本大震災の教訓を活かした防災機能の向上が必ずしも図られていないとされ、更なる防災機能の強化が必要である。
- 家庭における食料や飲料水等の備蓄について、県民の意識は高いとは言えない状況であり、その必要性を周知徹底する必要がある。
- 学校によって防災教育の内容は異なり、防災に関わる教材を在学中に1度も目にしたことがないという児童生徒もいるため、各学校における教材の積極的な活用を促し、防災意識を高める必要がある。
- 防災士は、自主防災組織の中心となって、地域防災力の向上に取り組む人材であり、全ての自主防災組織に少なくとも1人の防災士を置くよう、更なる養成に努める必要がある。
- 冬期間でも安全・安心な交通を確保するために、「地域協働一斉除排雪」の取組みの拡充や、県における効果的・効率的な除雪など、自助・共助・公助による除排雪体制を強化する必要がある。

- 冬期間における工事用除雪費用の積算基準について、国土交通省や他県の状況も踏まえ、実態に合ったものとなるよう、除雪機械の種類や除雪回数等の見直しを検討する必要がある。

- 消防団は地域に密着し、消防活動をはじめ、様々な災害発生時に防災活動に従事するなど、地域防災の中核を担っており、更なる地域の安全・安心の確保のため、装備の改善・充実など、活動の充実・強化が必要である。

(2) 強靱な県土の骨格を形成する高速交通網の整備

<提言>

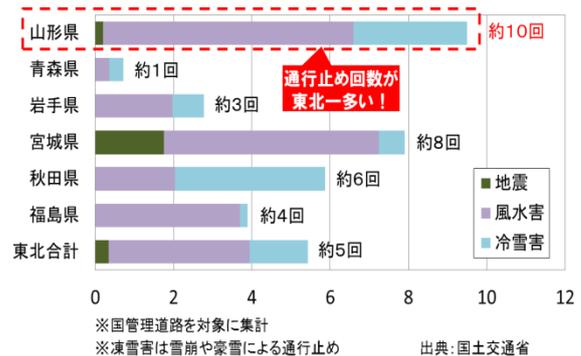
- ① 高速交通網の整備を推進するため、総合的な交通体系のあり方についての調査・検討を進め、ビジョンを早期に示すこと。
- ② 奥羽・羽越新幹線の整備実現に向けて、県民や市町村に対し、整備効果等についての情報提供などを行うことにより、更なる機運醸成を図ること。
- ③ 鉄道の安全・安定輸送確保のため、大雨や大雪、強風等の自然災害対策の強化について東日本旅客鉄道株式会社等に働きかけること。とりわけ、本県と首都圏を結ぶ大動脈である山形新幹線における福島～米沢間のトンネル整備など抜本的な防災対策の実施について、働きかけを強化すること。
- ④ 災害時のリダンダンシー確保のため、本県と宮城県等の隣県を結ぶ横軸の道路及び鉄道の機能強化を図ること。県庁所在市を結ぶ仙山線については、安全・安定輸送や高速化等の機能強化を図るよう、東日本旅客鉄道株式会社等と協議・検討すること。

<現状>

- 県は、平成29年度から、総合的な交通体系のあり方についての検討を開始している。
- 奥羽・羽越新幹線の早期実現に向けて、関係6県の連携した取組みを更に加速させ、一層の機運醸成を図るため、平成29年8月に、奥羽新幹線建設促進同盟会及び羽越新幹線建設促進同盟会の中に、各県の課長級職員で構成するプロジェクトチームが設置され、両新幹線を活用した東北・日本海地域の将来ビジョンや両新幹線の費用対効果等についての調査・検討が行われている。
- 県内の鉄道においては、大雨や大雪、強風等の自然現象などにより、年間1,000～2,000件台程度の運休・遅延が生じている。山形新幹線の運休・遅延については、年間100～200件台で推移しており、そのうち約4割は、福島～米沢間で発生している。

- 本県の幹線道路は、他県に比べ自然災害による通行止めの発生頻度が高く、近傍に迂回路のない区間が多数存在している。県内の横軸となる主な道路においても、線形不良、幅員狭小の箇所があり、大雨や大雪による通行止めや事前通行規制などの脆弱性がある。

道路延長100kmあたり全面通行止め回数
(H13～H19)



出典：県国土整備部作成資料

- 通勤・通学のほか、観光での利用も多い仙山線については、大雨や大雪、強風等の影響により運休・遅延が発生することがあり、生活の足の確保等に大きな影響を及ぼしている。

<課題>

- 鉄道、航空、道路など、強靱な県土の骨格を形成する高速交通網の整備を推進していく上で、県として将来的にどのような交通体系を目指すのか、県民や市町村にビジョンを示していく必要がある。
- 奥羽・羽越新幹線の整備実現に向けた県民運動を展開するためには、県民や市町村の更なる機運醸成が必要である。
- 県民や本県を訪れる観光客、ビジネス客等が安心して鉄道を利用できるよう、山形新幹線の抜本的な防災対策をはじめ、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策の実施について、東日本旅客鉄道株式会社等に働きかける必要がある。
- 本県と宮城県等の隣県を結ぶ横軸道路は、東日本大震災の際に、「生命の道」として、人命の救援や物資輸送など多くの機能を果たしており、安定した通行が可能となるよう、災害に強い道路の整備が必要である。
- 仙山線については、安全・安定輸送や高速化等の機能強化を図るよう、東日本旅客鉄道株式会社等と課題を共有し、協議・検討する必要がある。

(3) 県民の安全・安心な暮らしを確保する施策の更なる推進

<提言>

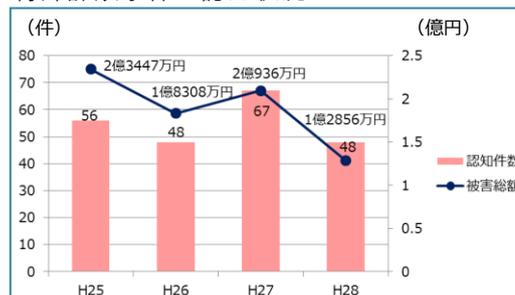
- ① 多発する道路横断時の交通死亡事故を防止するため、運転者に対し、横断歩行者保護の基本ルール of 遵守を徹底させるとともに、交通安全大会や各種安全運動等を通して、歩行者に対しても、手や横断旗で横断の意思を明示するよう、更なる意識醸成を図ること。
- ② 特殊詐欺被害の防止に向け、手口の巧妙化や幅広い年齢層での被害拡大に対応するため、広報啓発や、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策を強化すること。特に、高齢者の被害防止のため、警察、行政をはじめ、地域が一体となって取り組むこと。
- ③ 感染症の予防、まん延防止対策の基本となる予防接種について、努力義務のあるものは、接種率向上のため広報啓発を強化すること。また、国際的な課題である薬剤耐性対策について、国等の動向を注視しながら、一層の周知を図ること。
- ④ 鳥獣による被害防止のため、捕獲の担い手の中心となる猟友会と連携した新規狩猟者の確保・育成の取組みを更に推進するとともに、鳥獣捕獲等事業者の認定など組織的な捕獲体制を強化すること。併せて、囲いわな等、効果的・効率的な大量捕獲方法の導入について検討すること。

<現状>

○ 平成29年12月末現在の交通事故発生件数は、前年同期に比べ減少しているものの死者数は10人増加しており、その中でも、道路横断時の死者数は対前年比8人増となっている。

○ 平成28年の県内の特殊詐欺事件の認知件数及び被害額は、前年と比較して減少したが、依然として高齢者の被害が多く、被害件数で全体の8割以上、被害金額では9割以上を占めている。平成29年11月末現在では、高齢者の被害件数は、前年同期に比べ減少しているものの、依然として全体の4割以上を占めている。また、電子マネー型特殊詐欺など、新たな手口による被害件数が増加している。

特殊詐欺事件の認知状況

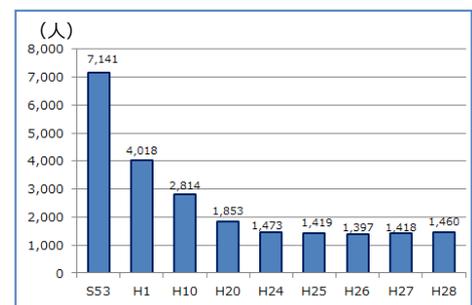


出典：山形県警察「平成29年版 安全・安心やまがた」

- 県内では、平成29年3月に、7年ぶりとなる麻しんの発症が確認された。感染の拡大防止のため、緊急ワクチン接種や、患者の発生状況及び行動内容の周知等に取り組んだ結果、5月に終息したが、患者数は他県も含めて60人に上った。
- 抗菌薬の不適切な使用等を背景として、薬剤耐性菌が世界的に増加する一方、新たな抗菌薬の開発は減少傾向にあり、国際社会で大きな課題となっている。平成27年には世界保健機関総会において、薬剤耐性に関する国際行動計画が採択され、これを受けて国は、28年に薬剤耐性対策アクションプランを策定し、対策に取り組み始めたところである。

- 一般社団法人山形県猟友会の会員数は、昭和53年度をピークに、高齢化等により減少してきたが、新規狩猟者の確保・育成事業等の実施により、平成27年度は、36年ぶりに減少に歯止めがかかり、2年続けて増加している。一方で、29年11月末現在で、クマの出没数は過去最多であった28年（575件）に次ぐ多さで推移しており、4件の人身被害が発生している。また、28年度の鳥獣による農作物被害金額は、約5億9,000万円で、前年度を約1,400万円上回っている。

山形県猟友会の会員数の推移



出典：県環境エネルギー部作成資料

<課題>

- 県警察本部では横断歩行者妨害の指導・取締りを強化しているが、未だ歩行者に対する保護意識が十分浸透していない状況であり、運転者及び歩行者に対する、より一層の広報啓発が必要である。
- 特殊詐欺事件の認知件数及び被害額は依然として高水準で推移しており、更なる対策の強化が必要である。また、高齢者については、地域が一体となって、被害に遭わない対策をより一層進める必要がある。
- 定期予防接種は、感染症の発生予防・まん延防止の手段として極めて重要であるが、麻しんについては、対象者の約5%が未接種であり、全員接種を促す必要がある。

- 薬剤耐性対策については、国の取組みが開始されたばかりであるが、県としても、国や他都道府県の動向を注視し、抗菌薬の適正使用の周知に一層取り組む必要がある。
- 一般社団法人山形県猟友会の会員については、その半数が65歳以上であり、今後、大幅な会員数の減少が見込まれることから、鳥獣による人身被害や農作物被害を防止するためには、捕獲の担い手となる新規狩猟者の確保・育成及び組織的な捕獲体制の強化が急務である。
- 現在、県内におけるイノシシの捕獲は、主に、銃や、くくりわな、箱わなで行われているが、個体数の急激な増加に対応するためには、一度に大量捕獲が可能となる囲いわな等の導入を検討する必要がある。

提言3 力強い経済発展を推進するための産業振興・雇用対策の強化

(産業振興・雇用対策特別委員会)

(1) 中小企業の経営の安定・強化に向けた支援及び本県産業における労働力の確保

<提言>

- ① 本県経済や地域の雇用を支える小規模事業者の持続的な経営に向け、支援制度の積極的な活用を推進するとともに、一層の充実を図ること。
- ② 国内外への農産物や工芸品などの県産品の一体的な売込みやブランド力の向上など、関係部局が連携した取組みを一層推進すること。とりわけ国内においては、関西圏をはじめとする東北・首都圏以外の地域への販路拡大を図る取組みを推進すること。
- ③ 本県産業における労働力不足、人材確保に対応するため、労働環境の改善に向けた取組みや製造現場におけるロボット・ICTの活用を支援すること。また、高齢者、女性、障がい者、UIターン者などの雇用を一層促進するとともに、将来を見据えた外国人の活用について検討すること。

<現状>

- 平成26年の県内企業の99.8%が中小企業であり、うち小規模事業者と同義である小規模企業が87.8%と大半を占めている。県内の企業数は、年々減少しており、中でも小規模企業が大幅に減少している。

県内の企業数

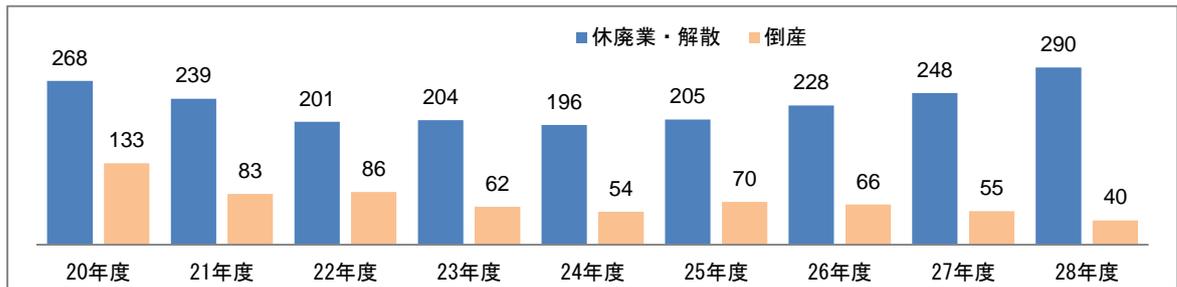
年	中小企業				大企業		合計	
	企業数 (件)	構成比 (%)	うち小規模企業 企業数 (件)	構成比 (%)	企業数 (件)	構成比 (%)	企業数 (件)	構成比 (%)
H21	45,799	99.9	40,797	88.9	67	0.1	45,866	100.0
H24	42,277	99.9	37,527	88.6	62	0.1	42,339	100.0
H26	40,874	99.8	35,940	87.8	64	0.2	40,938	100.0

出典：中小企業庁「2017年版中小企業白書」

- 県内の「倒産」企業数は減少しているが、「休廃業・解散」企業数は増加しており、平成28年度は290件で、前年度比では16.9%増加し、20年度以降過去最多となっている。

県内の「休業業・解散」及び「倒産」企業数

(単位:件)

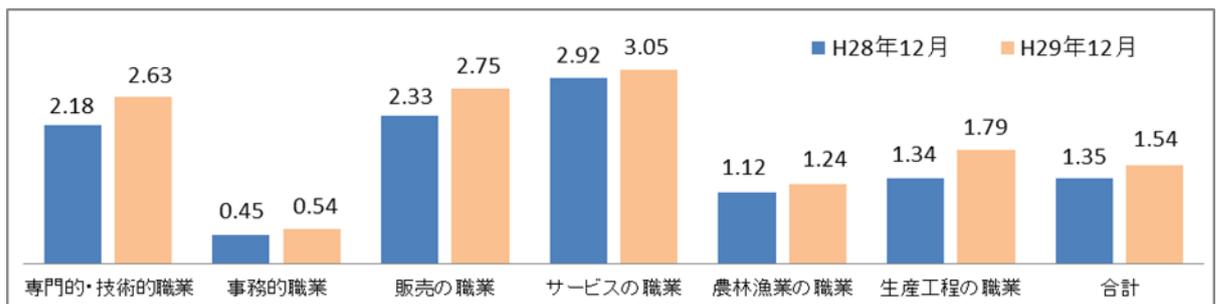


出典：帝国データバンク山形支店「山形県内「休業業・解散」動向調査（2016年度）」

○ 人口減少等に伴い国内需要の縮小が見込まれる中、本県産業の国際化を推進する海外ビジネスの総合支援機関として、一般社団法人山形県国際経済振興機構が平成24年に設立され、アジアを中心に県産品の一体的な輸出促進を図っている。また、国内では、東京のアンテナショップや百貨店での物産展等において、首都圏などへの県産品の売込みに取り組んでいる。

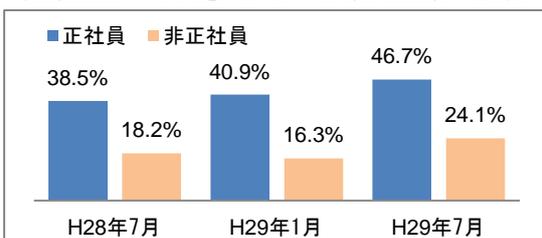
○ 県内における職種別の有効求人倍率（平成29年12月現在）は合計で1.54倍となっており、前年同月と比べ0.19ポイント上回り、雇用情勢は改善している。一方で、企業においては、正社員が46.7%、非正社員が24.1%不足している状況にある。なお、業種別（正社員）では、「農・林・水産」、「鉄鋼・非鉄・鉱業製品卸売」、「リース・賃貸」で人手不足が深刻となっている。

県内の有効求人倍率(職種別)



出典：山形労働局「求人・求職バランスシート[有効分]（学卒を除きパートを含む常用）」

従業員が「不足」している県内企業の割合



(参考)業種別

業種別	正社員	H29年1月	H29年7月
農・林・水産		66.7%	100.0%
鉄鋼・非鉄・鉱業製品卸業		0.0%	100.0%
リース・賃貸		0.0%	100.0%

出典：帝国データバンク山形支店「人手不足に対する山形県内企業の動向調査（2017年7月）」

<課題>

- 県内企業の「休廃業・解散」が増加する中、本県経済の持続的発展のためには、県内企業の約9割を占め地域の原動力となる小規模事業者の持続的な経営が不可欠であり、その支援制度の積極的な活用と一層の充実を図る必要がある。
- 海外においては、一般社団法人山形県国際経済振興機構を中心に、新規市場の開拓や販路拡大など一層の輸出促進を図る必要がある。
- 国内においては、農産物や工芸品などの県産品の売込みを強化するとともにブランド力の向上を図るため、関係部局が連携して取り組んでいく必要がある。また、県産農産物の流通が東北と首都圏で7割以上（数量ベース）を占めており、関西圏をはじめとした東北・首都圏以外の地域への販路拡大を図る必要がある。
- 県内産業では、人手不足が続いていることから、労働環境の改善に向けた取組みや製造現場におけるロボット・ICTの活用を支援する必要がある。また、高齢者、女性、障がい者、UIターン者などの雇用を一層促進するとともに、将来を見据えた外国人の活用について、国の動きを注視しながら検討していく必要がある。

(2) 農林水産業における新たな事業展開の促進

<提言>

- ① ICTなどを活用した最新技術の導入や農業経営の法人化に向けた取組みを更に進め、競争力の高い経営体の育成に取り組むこと。
- ② 平成30年産以降の米政策の見直しを踏まえ、国や他都道府県等の動きを注視するとともに市町村や農業団体等と連携しながら、稲作農家の経営の安定に向けた取組みを推進するとともに、水田農業関連施策の充実を図ること。
- ③ 6次産業化をはじめとした農林漁業者に対する様々な支援制度について、周知方法を工夫するなど、関係機関と連携し積極的な活用を促進すること。
- ④ 本県の農林水産業の基幹部門である畜産業について、国内外の競争激化を見据え、生産基盤の強化やブランド力の向上などに取り組むとともに、今後、食肉の国内需要の減少が見込まれることから、将来的な食肉の輸出体制について、関係機関と連携を図りながら検討を進めていくこと。

<現状>

- 本県においても、大規模稲作農家におけるドローンによるほ場管理情報の活用や園芸農家における熟練農業者の技術継承ツールの作成など、少ない労力で高い生産性が期待できる「スマート農業」への取組みが求められており、県内各地の現地ほ場において技術開発が行われている。
- 平成29年6月に農業経営の法人化を含む担い手の経営力向上と経営発展に向けた対応を協議する県農業経営発展支援協議会が設立された。また、総合支庁単位に県、市町村、農業関係団体で構成する支援チームを設置し、法人化のための助言指導を行っている。
- 平成30年産以降の米政策の見直しに伴い、本県の稲作農家においては、他地域での増産による全国的な供給過剰に伴う米価下落や、米の直接支払交付金の廃止による所得減少への懸念など、将来の稲作経営について不安を抱いている。

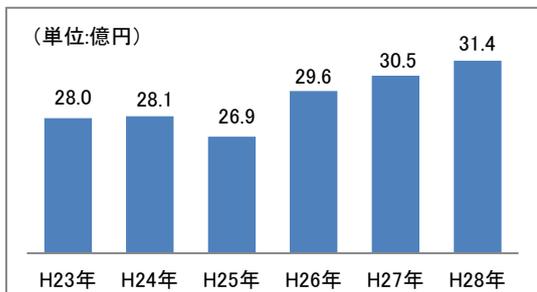
県内の認定農業者数と法人数の推移

年度	認定農業者 (人)	法人数 (経営体)	法人割合 (%)
24年度	8,213	268	3.26
25年度	8,180	289	3.53
26年度	9,199	332	3.61
27年度	10,183	401	3.94
28年度	10,175	446	4.38

出典：県農林水産部作成資料

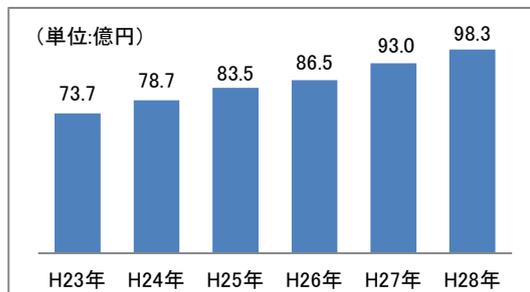
- 6次産業化に取り組む農林漁業者に対する段階に応じた指導助言、加工機械の導入への支援、販路拡大、商品開発支援、研修会の実施等により、本県の農産加工及び産地直売所の総販売額は増加傾向にある。

農産加工の総販売額の推移



出典：県農林水産部作成資料

産地直売所の総販売額の推移



出典：県農林水産部作成資料

- 県では、多様化・高度化する6次産業化に取り組む農林漁業者のニーズにワンストップでアドバイスができるよう、平成29年3月に「6次産業化支援マニュアル」を作成し、県の関係組織、市町村、関係機関に配布している。

- 平成29年度新たに補助金や資金等の支援制度について、利用者が利用目的別に検索できる「補助金等の逆引き辞典」を県のホームページに掲載している。



出典：県農林水産部ホームページ

- 高齢化等により畜産農家戸数は減少しているが、意欲ある経営体が行う規模拡大等への支援により、畜産による産出額は増加傾向にある。県では平成32年目標値の500億円を目指して、畜産業の競争力強化に取り組んでいる。

県内の畜産農家戸数・目標指標

	肉用牛	H18比	豚	H18比
戸数	767戸	70%	110戸	59%
頭数	肥育牛32,080頭	101%	148,400頭	91%
	繁殖牛6,320頭	139%		
産出額	115億円	125%	120億円	120%

(戸数・頭数はH28.2.1現在の値、産出額はH28の値)

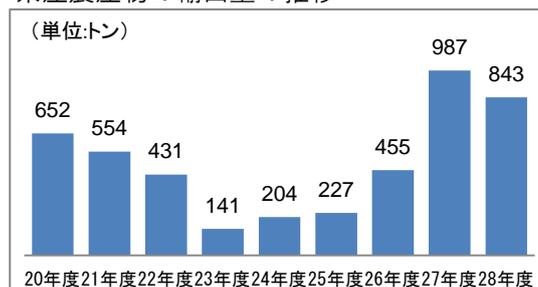
目標指標	H26現状値	H29目標値	H32目標値
畜産による産出額	447億円	475億円	500億円

(畜産による産出額には、畜産加工付加価値額等を含む)

出典：県農林水産部作成資料

- 県産農産物の輸出については、香港、シンガポール、中国、台湾などを中心に販路開拓・拡大に向けた取組みを展開している。平成28年度の輸出量は843トン（前年度987トン）となり、前年度より減少したものの近年増加傾向にある。うち県産食肉の輸出実績は、牛肉が14トン、豚肉が17トンとなっている。

県産農産物の輸出量の推移



出典：県農林水産部作成資料

<課題>

- 農業従事者の減少や農業後継者・担い手が不足する中、ICTを効果的に活用し、省力化や低コスト化など生産性の向上を図るとともに、法人化を一層推進し、農業経営の更なる強化を促進する必要がある。
- 平成30年産以降の米政策見直しに伴い、多くの道府県で生産数量目標に代わる「目安」を設定し、需給バランスの確保に努めていくことになるが、その実効性を確保するためには全国的な調整を行う組織の設置が必要である。
- 生産者主体の米の生産調整が機能せず、過剰作付けが生じることに伴う米価下落が懸念されることから、稲作農家の経営の安定に向け、市町村や生産者団体等と調整のうえ、実効性を確保する水田農業関連施策を講じることが必要である。
- 6次産業化をはじめとした農林漁業者が利用できる支援制度は多岐にわたることから、利用者が活用しやすいよう効果的な周知方法等について工夫するなど、関係機関等と連携し積極的な制度活用を促進する必要がある。
- 本県の畜産の産出額（生産農業所得統計）は、平成28年では365億円と農業産出額全体の15%を占め、園芸品目、米に次ぐ基幹部門となっており、今後更なる振興を図るためには、国内外の競争激化を見据え、後継者等の担い手の育成・確保や規模拡大による生産基盤の強化、ブランド力の向上に取り組む必要がある。
- 国内の食料消費の見通しでは、人口減少に伴い、平成37年度には25年度と比較して、牛肉で11万トン9%、豚肉で17万トン7%減少するとされていることから、将来的な輸出体制について検討していく必要がある。

(3) 交流人口拡大に向けた観光振興の推進

<提言>

- ① 日本遺産やユネスコ無形文化遺産など文化財や伝統文化を活用し、観光振興を図る取組みが進められている中、近代化産業遺産や土木遺産、今後認定を目指す日本農業遺産も含めて、関係部局が連携し、各遺産の魅力を最大限に活用した情報発信の更なる充実を図ること。
- ② インバウンドに積極的に取り組む民間団体等と連携し、その知識や経験を十分に活用しながら、誘客の更なる強化を図るとともに、交流人口の拡大に向けては、双方向の交流促進を図ることが重要であることから、アウトバウンドの拡大について継続的に取り組むこと。
- ③ 本県を訪れる外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう「無料公衆無線LAN環境」や「多言語表示」など受入れ環境の整備を促進すること。

<現状>

- 平成28年度の本県の観光者数は、山形DCの成果を活かした春や冬の「山形日和。」観光キャンペーンの展開に加え、リニューアルオープンした立ち寄り施設の入込みが好調であったことなどから、過去最高の4,581万4千人となり、前年度に比べ約91万人、2.0%増加した。

本県の観光者数 (単位:千人)

平成28年度	平成27年度	平成27年度増減率	平成27年度増減数
45,814.1	44,904.3	2.0%	909.8

出典：県観光文化スポーツ部「山形県観光者数調査」

- 本県では、近代化産業遺産は26箇所、土木遺産は7件認定されており、県ホームページで紹介しているほか、パンフレットの配布など情報発信を行っている。日本農業遺産は、平成28年度に制度が創設され、本県から2件申請したが認定には至らなかった。

県内の近代化産業遺産



出典：県商工労働部ホームページ

県内の景観遺産（土木遺産）



出典：県県土整備部ホームページ

- 平成28年の外国人旅行者の県内受入実績は、トップセールスを始めとする誘客プロモーションやチャーター便の運航増などにより、過去最高の127,731人となり、前年に比べ30,884人、31.9%増加した。
- トップセールスやチャーター便の運航などの成果が現れた台湾、スキープロモーションを強化した中国、東北観光推進機構や日本政府観光局と連携し誘客促進を強化した香港、羽田空港から山形・庄内空港への乗り継ぎ利便性等の情報発信の成果が現れたASEAN、また、10年ぶりに本県へのチャーター便が運航された韓国については大きく伸びている。

本県の外国人旅行者数

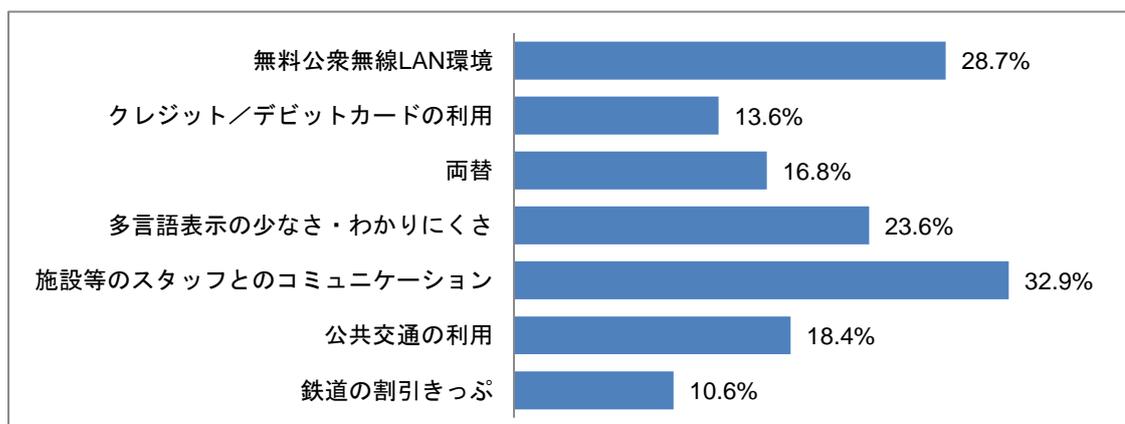
(単位:人)

年(1-12月)						
	うち台湾	うち韓国	うち香港	うち中国	うちタイ	
H27	96,847	53,775	7,568	2,486	6,958	3,304
H28	127,731	68,998	12,330	5,207	10,873	6,046
前年比(H28/H27)	131.9%	128.3%	162.9%	209.5%	156.3%	183.0%

出典：県観光文化スポーツ部「外国人旅行者県内受入実績調査」

- 訪日外国人旅行者が国内で旅行中困ったことは「施設等のスタッフとのコミュニケーション」が32.9%と最も多く、次いで「無料公衆無線LAN環境」が28.7%、「多言語表示」が23.6%となっている。また、「無料公衆無線LAN」を利用できなかった場所は「鉄道車内」が24.7%と最多で、「多言語表示」「施設等のスタッフとのコミュニケーション」で困った場所は「飲食・小売店」(都市部以外：多言語表示17.2%、コミュニケーション18.2%)が最多という結果であった。

旅行中困ったこと(複数回答)



出典：観光庁「訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関するアンケート(平成28年度調査)」

<課題>

- 最近の旅行の傾向として、国内外を問わず個人旅行が増加し、嗜好も多様化している。また、インターネットやSNSの普及などから、美しい景観、歴史的な価値や背景等に興味を持つ旅行者が多くなっていることから、日本遺産やユネスコ無形文化遺産をはじめとする各遺産の魅力を最大限に活かし、観光振興を図る取組みが必要である。
- インバウンドでは、アジア諸国の経済発展や日本への旅行需要の高まりなどから、本県を訪れる外国人旅行者数も年々増加しており、これまで以上に多様できめ細かな対応が求められている。このため、山形でしかできない体験や山形ならではの祭りやイベントなどを組み込んだ魅力的な旅行商品の企画、売込み、受入れまでを一貫して取り扱うことができる民間団体等と連携し、その知識や経験を十分に活用しながら、誘客の更なる強化を図る必要がある。
- 交流人口の拡大に向けては、双方向の交流促進を図ることが交流のパイプを太くし、インバウンドの拡大にもつながることから、観光や国際交流、ビジネスなど様々な面でインバウンドのみならずアウトバウンドの拡大についても継続的な取組みが必要である。
- 訪日外国人旅行者の多くが「旅行中困ったこと」と感じている「無料公衆無線LAN環境」や「多言語表示」などの受入れ環境について、本県を訪れる外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう整備を促進する必要がある。

(参考) 国への提案(意見書の概要)

政策提言に向けた調査・審査の過程において、国への提案が必要とされる項目については、意見書として取りまとめることとした。

1 保育士の処遇改善について (子ども・若者支援対策特別委員会)

本県における保育所等の利用児童数は年々増加しており、とりわけ保育士をより多く配置する必要がある3歳未満児の入所割合が増加傾向にあるなど、保育需要がますます高まっていることから、より一層の保育士の確保が喫緊の課題となっている。こうした中、保育士の平均賃金が全職種の平均賃金と比べて低い水準にあることが、保育士の確保を困難とする一因となっており、保育士の賃金水準の更なる改善が必要であることから、下記の措置を求めるものである。

- (1) 保育所等の保育士の確保のため、保育士の更なる処遇改善に向けて公定価格の基本分単価の引上げ及び処遇改善等加算の拡充を行うこと。

2 災害対策に係る財政支援について (県土強靱化・危機管理対策特別委員会)

近年、全国的に記録的な集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発しているほか、大規模な地震が発生するなど、国民の安全・安心を脅かす事態が生じている。本県においても、大規模自然災害から県民の生命と財産を守るため、強靱な県土づくりに取り組んでいるところであり、災害対策の推進に係る十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要があることから、下記の措置を求めるものである。

- (1) 近年頻発する集中豪雨や局地的大雨による災害から国民の生命及び財産を守るため、地方公共団体管理の中小河川の治水対策の推進に対する財政支援を拡充すること。また、水害の際の迅速かつ効率的・効果的な防災行動に有効な水害対応タイムラインの策定など、「大規模氾濫減災協議会」において位置付けられた取組みに対し、重点的に財政支援を行うこと。
- (2) 自然災害が増加する中、市町村が躊躇することなく、迅速かつ適切に避難勧告等を発令できるよう、発令に伴い市町村が負担する費用について、災害救助法の適用に至らない場合においても財政支援措置を講じること。

- (3) 公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も担うことから、学校施設の耐震化の早期完了に向け、耐震化事業に係る国庫補助について必要な予算を確保すること。

3 中小企業への支援充実について

(産業振興・雇用対策特別委員会)

少子高齢化を伴う人口減少が進展する中において、地方創生を更に加速させるためには、地域経済と雇用を支える中小企業の活性化が不可欠である。中小企業が持続的に成長・発展していくためには、生産性向上や人手不足への対応、新たな販路開拓の取組みが必要であることから、下記の措置を求めるものである。

- (1) 生産性向上や人手不足に対応するため、I o Tやロボットなどの最新技術の導入とこれらの技術を活用できる人材の育成に対する支援の充実を図ること。
- (2) 新規雇用の促進や離職防止につながる労働環境の改善に向けた取組みへの支援の充実を図ること。
- (3) 中小企業の稼ぐ力を向上させ、国内外における競争力の強化を図るため自社製品やサービスの販路開拓を支援する補助制度を創設すること。

(平成30年 3月15日議会運営委員会資料)

今後専決処分を必要とする事項

1 予算案件（1件）

- 平成29年度山形県一般会計補正予算（第7号）

2 条例案件（1件）

- 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について